

令和 4 年度第 2 0 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 1 月 2 4 日

担当部・課：保健福祉部子ども保育課〔内線 2 5 2 8〕

保健福祉部子育て支援課〔内線 2 5 5 1〕

① 件 名
民法及び児童福祉法等の改正に伴う児童福祉施設等の運営について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 民法及び児童福祉法における「懲戒権」を削除する「民法等の一部を改正する法律」、保育所を含む児童福祉施設、家庭的保育事業等々の運営について、「児童の安全の確保」を追加する「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。</p> <p>【目的】 関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正し、児童福祉施設等の適切な運営を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号） 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号） 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） 石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 6 号） 石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 7 号） 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 6 月 児童福祉法等の一部を改正する法律公布（令和 5 年 4 月 1 日一部施行予定） 1 2 月 民法等の一部を改正する法律公布（令和 4 年 1 2 月 1 6 日一部施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部改正を行う。</p> <p>以下について、所要の改正を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>懲戒権の規定を削る。 該当する施設・事業：保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業</li> <li>児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等の義務化を定める。（新設） 該当する施設・事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、放課後児童健全育成事業</li> <li>児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化を定める。（新設） 該当する施設・事業：放課後児童健全育成事業</li> </ol> <p>※民間施設を含む。 ※幼稚園は、学校保健安全法により、学校安全計画の策定等が定められている。</p>

主な改正内容

石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

番号	改正後の条例	現行の条例	適用
1	削除	(懲戒に係る権利の乱用禁止) 懲戒に関して必要な措置を採る場合の権限乱用を禁止	懲戒権が削除されたことにより、規定を削除 (幼保連携型認定こども園及び保育所に限る)

石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

番号	改正後の条例	現行の条例	適用
2	(安全計画の策定等) ・安全計画の策定義務 ・職員への計画の周知及び研修・訓練の定期実施 ・保護者への周知・連携 ・計画の定期的見直し、変更の実施	(規定なし)	安全計画策定等の「義務規定」を新設
2	(自動車を運行する場合の所在の確認) ・自動車を運行する際、乗車及び降車の際に利用児童の所在確認義務 ・送迎車両への見落とし防止の装置の設置及び所在確認義務	(規定なし)	自動車送迎時の所在確認等の「義務規定」を新設 ただし、令和6年3月31日まで見落とし防止設置に代わる処置で所在確認を行う等の経過措置とする。
1	削除	(懲戒に係る権利の乱用禁止) 懲戒に関して必要な措置を採る場合の権限乱用を禁止	懲戒権が削除されたことにより、規定を削除

石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

番号	改正後の条例	現行の条例	適用
2	(安全計画の策定等) ・安全計画の策定義務 ・職員への計画の周知及び研修・訓練の定期実施 ・保護者への周知・連携 ・計画の定期的見直し、変更の実施	(規定なし)	安全計画策定等の「義務規定」を新設 ただし、令和6年3月31日まで経過措置(努力義務)とする。
2	(自動車を運行する場合の所在の確認) ・自動車を運行する際、乗車及び降車の際に利用児童の所在確認義務	(規定なし)	自動車送迎時の所在確認の「義務規定」を新設
3	(業務継続計画の策定等) ・業務継続計画策定(努力義務) ・職員への計画の周知及び研修・訓練の定期実施(努力義務) ・計画の定期的見直し、変更の実施(努力義務)	(規定なし)	感染症や非常災害の発生時等に支援を継続的に実施するための業務継続計画作成等の「努力義務規定」を新設

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 関係法令を整理することにより、適切な運用が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正予定としている。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和5年4月1日） 市議会第1回定例会に石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和5年4月1日）</p>
⑨ その他